

**被疑者国選弁護事件の報酬請求をする際は「接見資料」の提出を  
励行してください（事実証明書の交付請求には理由の説明が必要です）**

被疑者国選弁護事件において、接見報酬の請求をする際は、接見が行われたことを客観的に確認するための疎明資料として、「接見資料」を提出していただく必要があります。

他方、①滅失、②紛失、③汚損、④用紙切れ、⑤受領失念のいずれかの理由により「接見資料」を提出することができないときは、「接見資料」の提出に代えて、法テラス地方事務所が交付する「事実証明書」を提出していただく制度があります。

ところが、被疑者1人につき大量の「事実証明書」を添付して接見報酬を請求する事例や、接見の事実がないにもかかわらず「事実証明書」の交付を求める事例など、事実証明書の制度趣旨を逸脱する事態が生じています。

契約弁護士の皆様には、被疑者国選弁護事件の報酬請求をする際には「接見資料」の提出を励行していただくとともに、「事実証明書」の交付請求に際しては、「接見資料」を提出できない理由について説明をしていただくよう、改めてお願いいたします。

「接見資料」の提出及び「事実証明書」の交付請求における留意点は以下のとおりです。

**接見資料の提出における留意点**

**○ 接見資料用紙の受領・記入について**

警察の留置施設、刑事施設（刑務所、拘置所）及び少年鑑別所で接見を申し込む際、施設担当者に必ず「国選弁護」である旨を申し出て、面会簿と一緒に、接見する国選弁護人の数だけ接見資料用紙を受領し、同用紙を面会簿の下に重ねて面会簿に記入してください（記入された文字が接見資料用紙に複写されます。）。

※ 複数の国選弁護人が一緒に接見する場合、接見資料は各弁護人が1枚ずつ受領してください。

**○ 接見資料の提出について**

面会簿に記載した内容が複写された接見資料を持ち帰り、被疑者国選弁護活動報告書を法テラスに提出する際、活動報告書に記載した全ての接見について、接見資料を添付してください。

※ 接見資料が添付されていない場合、接見報酬の算定はできません。

**事実証明書の交付請求（接見資料を提出できない場合）における留意点**

**○ 事実証明書の交付請求について**

事実証明書の交付請求は、契約弁護士御自身で、指名通知依頼のあった法テラス地方事務所に対し、接見資料を提出できない理由を説明して行ってください。法テラスは、契約弁護士からの請求があった場合にのみ事実証明書を交付し、法テラスからの案内は行いませんので、ご注意ください。

**○ 2回目以降の事実証明書の交付請求について**

法テラスでは、事実証明書の交付を受けた契約弁護士から再度交付請求があった場合には、接見資料を提出できない理由について書面で確認させていただきます。受領失念を繰り返すなど、接見資料を提出できない理由について、やむを得ないと思われる客観的な事情がない事案においては、交付ができない場合がありますので、ご注意ください。